

防人育（事）第7号
27.10.1
一部改正 防人育（事）第99号
29.3.27
一部改正 防人育（事）第107号
31.3.29
一部改正 防官文（事）第29号
令和元年5月31日
一部改正 防人育（事）第448号
令和2年12月25日
一部改正 防人育（事）第66号
令和5年3月24日
一部改正 防人育（事）第85号
令和6年3月19日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

若年定年等隊員の就職の援助について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

若年定年等隊員の就職の援助について

第1 目的

この通達は、若年定年制又は任期制の下にある自衛官の退職後の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第65条の10第1項に規定する防衛大臣が行う若年定年等隊員（法第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助について、必要な事項を定め、もって若年定年等隊員が在職中に安んじて勤務し得るようにすることにより隊員の士気を高揚させ、精強な部隊等の練成に資するとともに、隊員の募集の円滑化に寄与することを目的とする。

第2 就職の依頼等

1 就職の依頼等の対象範囲

就職の依頼等（他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成27年防衛省訓令第35号。以下「就職援護隊員を定める訓令」という。）第2条第1項第4号に規定する就職の依頼等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる隊員のうち職業の紹介を希望する隊員（以下「職業紹介希望隊員」という。）に対して行う場合を除き、行わないものとする。ただし、当該隊員のうち、就職先が決定せずに退職又は免職をした場合であって、当該退職又は免職後も引き続き職業の紹介を希望する者（以下「職業紹介希望退職者」という。）については、引き続き相当の期間就職の依頼等の対象とする。

- (1) 定年により退職することを予定している若年定年等隊員
- (2) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第5項に規定する認定（以下「応募認定」という。）を受け退職することを予定している若年定年等隊員
- (3) 法第36条に規定する任用期間の満了（以下「任期満了」という。）等により退職することを予定している若年定年等隊員
- (4) 法第42条第4号に規定する場合に該当することにより免職（以下「4号免職」という。）されることを予定している若年定年等隊員
- (5) 法第45条の2第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の満了（以下「再任用任期満了」という。）により退職することを予定している若年定年等隊員
- (6) 自衛隊員の退職管理基本方針について（防人計（事）第5号。27. 10. 1）別紙の第2項第4号中段に規定する募集に応じて法第40条の規定により

退職を申し出て、承認されたことにより退職することを予定している若年定年
等隊員

2 職業紹介をすることが不適切な営利企業等

- (1) 就職援護隊員（就職援護隊員を定める訓令第1条に規定する就職援護隊員をいう。以下同じ。）は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対して、一般財団法人自衛隊援護協会又は防衛省が契約する有料職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定に基づき有料の紹介事業を行うものをいう。以下「援護協会等」という。）から職業紹介を行うために営利企業等の情報の提供を受けた場合は、次に掲げる営利企業等に該当しないことを確認し、確認ができた営利企業等に係る情報に限り、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に取り次ぐものとする。

ア 情報の提供を受けた日以前の過去2年以内に、営利企業等の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が、公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する罪をいう。）又は贈賄罪（刑法第198条に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された（無罪の判決等がなされた場合を除く。以下同じ。）又は有罪の判決がなされた（刑の執行が終わった等の場合を除く。以下同じ。）役員等がいる営利企業等

イ 情報の提供を受けた日以前の過去2年以内に、収賄罪（刑法第197条から197条の4までに規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された又は有罪の判決がなされた公務員（公務員であった者を含む。）に対し、賄賂の供与若しくはその約束をしていた役員等がいる営利企業等

- (2) 3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の階級にある職業紹介希望隊員（以下「3佐以上の職業紹介希望隊員」という。）及び退職時に3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の階級であった職業紹介希望退職者（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「一般基準訓令」という。）第10条第1項第3号の規定により退職時に3等陸佐、3等海佐又は3等空佐に特別昇任した者を除く。以下「3佐以上の職業紹介希望退職者」という。）は、就職援護隊員から取り次がれた職業紹介を行うための営利企業等の情報のうち、職業紹介を希望する営利企業等について、別記様式第1に規定する利害関係確認表（以下「確認表」という。）により、3佐以上の職業紹介希望隊員にあっては、現に命ぜられている補職（一般基準訓令第3条第20号に規定する補職をいい、当該補職が同号の規定による特定の部隊、部課室等付（補職の「職」及び「部隊、部課室等」の範囲の指定について（次発人第188号。37.11.1）の別記に規定する部隊、部課室等を除く。）であるときは、その直前に命ぜられていた当該付以外の補職をいう。以下同

じ。)における職務と当該営利企業等との間の利害関係(自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「政令」という。)第87条の5に規定する利害関係(政令第87条の8に規定する在職中の求職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合を除く。)をいう。以下同じ。)の該当性を、3佐以上の職業紹介希望退職者にあつては、退職時の補職における職務と当該営利企業等との間の利害関係の該当性を確認し、当該利害関係の該当性の確認を必要とする職務について在職する又は在職した局等組織(法第65条の3第2項第2号に規定する局等組織をいう。)の長若しくはその委任を受けた者(以下「局等組織の長等」という。)の確認を受け、当該確認表を就職援護隊員に提出しなければ、援護協会等への職業紹介の希望の取り次ぎを就職援護隊員に依頼してはならない。

- (3) 3佐以上の職業紹介希望隊員は、前号の規定により確認表を就職援護隊員に提出した後にあつても、職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の該当性の変化に留意し、当該利害関係の該当性に疑義が生じた場合は、改めて局等組織の長等の確認を受けるものとする。
- (4) 就職援護隊員は、前号の規定により提出された確認表により、当該確認表を提出した者と職業紹介を希望する営利企業等との間に、利害関係の該当性がないことが確認できた場合に限り、援護協会等に職業紹介の希望を取り次ぐものとする。
- (5) 就職援護隊員は、第2号の規定により提出された確認表の内容について疑義が生じた場合は、当該確認表を提出した者又は当該確認表において利害関係の該当性について確認した局等組織の長等に改めて職業紹介を希望する営利企業等との利害関係の該当性について確認を求めるものとする。

3 援護協会等との協力等

- (1) 就職援護隊員は、援護協会等、関係省庁(地方に置かれるものを含む。)、地方自治体その他の関係機関と密接に連携し、就職の依頼等を行うものとする。
- (2) 中央連絡会議、都道府県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議及び地域雇用協議会自衛隊退職予定隊員就職援護部会は、若年定年等隊員の就職の援助に関し、必要な連絡調整を行うとともに、相互の協力関係を強化するため、付表のとおり設置し、必要に応じ会議を開催するものとする。

4 就職援護広報

若年定年等隊員の生活基盤の確保は、国の責務とされていることを踏まえ、就職援護隊員以外の隊員であっても、若年定年等隊員の就職の援助に有益な広報活動を行うことができるものとする。ただし、これにより就職援護隊員以外の隊員が就職の依頼等を行うことができるものと解してはならない。

第3 就職の援助に資する施策

1 就職の援助に資する施策の対象範囲

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、若年定年等隊員のうち、おおむね3年以内に定年により退職することを予定している者、応募認定を受け退職することを予定している者、入隊から2年を超えて任期満了等により退職することを予定している者、4号免職されることを予定している者又は再任用任期満了により退職することを予定している者（以下「就職援助施策対象隊員」という。）に対して、就職の援助に資する施策を実施する。

2 各幕僚長の責務

各幕僚長は、必要に応じて就職援助施策対象隊員に職業適性検査を受けさせるなどにより、就職援助施策対象隊員の求職の希望等を的確に把握しつつ、就職の援助に資する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

3 職業訓練

各幕僚長は、社会において一般的な職業を選択する上で有用であると認められる、国、地方公共団体又は民間が行う資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与することを基準として、就職援助施策対象隊員に対して、自ら又は部外に委託（通信教育を含む。）して職業訓練を実施することができる。

4 退職管理教育

各幕僚長は、就職援助施策対象隊員の離職後の生活の安定や職業選択に必要な知識等を付与するため、就職援助施策対象隊員に対して、自ら又は部外に委託して退職管理教育を実施することができる。

5 進路相談

各幕僚長は、就職援助施策対象隊員の就職及び生活設計に関する個別相談に応じるため、部外の専門的知識を有する者に、当該相談に係る事務の一部を委託することができる。

6 任期制自衛官の退職後の進学に対する支援

各幕僚長は、就職援助施策対象隊員の退職後の職業選択の幅を広げ再就職をより有利なものとするため、退職後に大学への進学を希望する者に対して、部外に委託して通信教育を実施することができる。

7 定年前異動

各幕僚長は、就職援助施策対象隊員の現勤務地と退職後に生活することを希望する地域が著しく異なる場合であって、就職活動や住宅の確保等の退職後の生活の安定を図るため必要と認められる場合には、当該隊員の希望する地域の最寄の部隊等に異動させることができる。

8 就職の援助に資する施策の受講機会等の均衡

各幕僚長は、前5項に掲げる就職の援助に資する施策の実施に当たっては、就職援助施策対象隊員の相互間において、受講の機会等に著しい不均衡が生じないよう配慮しなければならない。

第4 雑則

1 相互間の協力

- (1) 各幕僚長は、この通達の実施に際して、それぞれ相互に密接な連携を図りつつ、地域の実情に応じて積極的に協力及び支援するものとする。
- (2) 各幕僚長は、就職の援助に資する施策の実施に当たって、他の自衛隊の施設、器材等の活用又は他の自衛隊への委託若しくは合同で実施することが効果的又は効率的であると認められる場合は、就職の援助に資する施策を相互に協力して実施することができるものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局等組織の長等は、利害関係確認（3佐以上の職業紹介希望隊員又は3佐以上の職業紹介希望退職者による確認及び局等組織の長等による確認をいう。以下同じ。）に際して、相互に協力の上、速やかに当該確認の実施に努めるものとする。

2 実施計画の作成

各幕僚長は、毎年度の職業適性検査、職業訓練、退職管理教育及び定年前異動の実施計画を前年度末日までに作成し、別記様式第2及び別記様式第3により防衛大臣に報告するものとする。

3 実績の報告

各幕僚長は、就職の依頼等の実績及び就職の援助に資する施策の実績を翌年度の5月末日までに別記様式第2から別記様式第13までにより防衛大臣に報告するものとする。

4 委任規定

この通達の実施に関し必要な細部事項は、各幕僚長が定める。ただし、第2第1項に規定する相当の期間については、人事教育局長が、各幕僚長と協議の上、別に定める。

付表（第2第3項関係）

機 関 名	中 央 連 絡 会 議	都道府県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議	地域雇用協議会自衛隊退職予定隊員就職援護部会
設 置 目 的	防衛省、厚生労働省及び援護協会等との間で退職予定隊員の就職援護について連絡調整を行うとともに、相互の協力関係の強化を図る。	地方協力本部、就職援護担当部隊等、都道府県労働局、都道府県庁及び援護協議会支部との間で当該都道府県内の退職予定隊員の就職の援護について連絡調整を行うとともに、相互の協力関係の強化を図る。	退職予定隊員が多い地域又は就職が困難な地域内において地方協力本部、就職援護担当部隊等、関係行政機関、事業主団体及び援護協会等との間の相互の協力関係を強化し、当該地域における退職予定隊員に対し、地域の事情に応じた就職援護を実施する。
協 議 事 項 等	退職予定隊員の就職促進、職業訓練その他の就職援護に関し必要な事項の連絡調整	当該都道府県内の退職予定隊員の就職促進、職業訓練その他の就職の援護に関し必要な事項の連絡調整	当該地域内の退職予定隊員の職業紹介の計画、就職援護業務の推進方法その他の就職の援護に関し必要な事項の協議
構 成 員	次の部局に勤務する職員 （防 衛 省）人事教育局 陸上幕僚監部人事教育部 海上幕僚監部人事教育部 航空幕僚監部人事教育部 （厚生労働省）職業安定局 職業能力開発局 （援護協会等）本 部 民間再就職支援会社	次の機関等に勤務する職員 （自 衛 隊）地方協力本部 当該都道府県内に所在する就職援護担当部隊等 （厚生労働省）都道府県労働局職業安定課 （都 道 府 県）職業能力開発主管課 （援護協会等）支 部 民間再就職支援会社 （委託している地域に限る）	次の機関等に勤務する隊員 （自 衛 隊）地方協力本部 当該都道府県内に所在する就職援護担当部隊等 （関係行政機関等）関係行政機関 事業主団体 （援 護 協 会 等）支 部 民間再就職支援会社 （委託している地域に限る）
開 催 基 準	必 要 の 都 度	必 要 の 都 度	必 要 の 都 度

利害関係確認表

1 職業紹介希望隊員又は職業紹介希望退職者		利害関係確認表記入日 令和 年 月 日			
所 属	()				
階 級	()				
ふりがな 氏 名	生年月日 昭・平・令 年 月 日				
住 所	電話番号				
2 職業紹介を希望する営利企業等					
名 称			所在地		
3 職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の確認					
利害関係の該当性の確認を必要とする職務					
職務として携わる①～⑥の事務の相手方となる営利企業等に該当するか否か。 (自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の5参照)					
① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しよう)している営利企業等			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しよう)している営利企業等			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
③ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
④ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
⑤ 契約(電気・ガス・水道等を除く)を締結している、又は契約の申込みを(しよう)している営利企業等(契約の総額が2千万円未満の場合を除く。) ※契約には、契約担当者のほか、調達要求、仕様書作成、契約履行の監督及び検査、支払いに携わる隊員を含む。			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
⑥ 犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等			該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	
4 確認結果					
利害関係企業等に該当する <input type="checkbox"/> (取り次ぎ不可)			利害関係企業等に該当しない <input type="checkbox"/> (取り次ぎ可)		
上記に記載されている内容について、事実と相違がないことを確認した。					
令和 年 月 日 官 職 氏 名					

- 注:1 所属欄については、部隊等付を命ぜられている場合は()内にその直前に命ぜられていた補職における職務を記入する。また、職業紹介希望退職者については、退職時に命ぜられていた補職における職務を記入することとし、その際部隊等付を命ぜられていた場合は、()内にその直前に命ぜられていた補職における職務を記入する。
- 2 階級欄については、職業紹介希望退職者は退職時の階級を記入し、退職時に特別昇任した者にあつては、()内に特別昇任前の階級を記入する。
- 3 住所欄及び電話番号欄は、職業紹介希望退職者のみ記入する。
- 4 利害関係の該当性の確認を必要とする職務欄については、所属欄の記載内容を踏まえ利害関係確認を要する職務を記入する。
- 5 職業紹介希望退職者が、局等組織の長等に対し本表を提出した場合の個人情報の取扱いについては、当該業務に関する事項でのみ活用されることについて、同意したものとする。
- 6 職業紹介希望隊員は、本表を提出した後に、職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の該当性に疑義が生じた場合は、改めて本表を作成し、局等組織の長等の確認を受けるものとする。

一等陸尉、一等海尉、一等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果
（ 年度）

就職の援助を実施した人数	
--------------	--

定年退職職員等(第2の第1号及び第5号)(その2)

階級	企業の規模	初任給 45万円以上	45万円未満 42万円	42万円 39万円	39万円 36万円	36万円 33万円	33万円 30万円	30万円 27万円	27万円 24万円	24万円 21万円	21万円 18万円	18万円 15万円	15万円 12万円未満	計	退職時平均俸給月額 再就職時平均初任給月額
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
2 佐	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
3 佐	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
1 尉	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
2 尉	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
3 尉	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
准尉	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
曹長	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
1 曹	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
2 曹	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
3 曹	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														
計	1000人以上														
	300人以上														
	100人以上														
	100人未満														
	公務・団体等														

就職地別就職確定者数					
(地方協力本部管内)	退職地	就職地	(地方協力本部管内)	退職地	就職地
函館			滋賀		
旭川			京都		
帯広			大阪		
青森			兵庫		
岩手			奈良		
宮城			和歌山		
秋田			鳥取		
山形			島根		
福島			岡山		
茨城			広島		
栃木			山口		
群馬			徳島		
埼玉			香川		
千葉			愛媛		
東京			高知		
神奈川			福岡		
新潟			佐賀		
山梨			長崎		
静岡			大分		
長野			熊本		
富山			宮崎		
石川			鹿児島		
福井			沖縄		
岐阜					
愛知			合計		

応募認定退職職員等(第2号第2号、第4号及び6号職員)(その2)

階級	企業規模	初任給	退職時平均俸給月額再就職時平均初任給月額											計		
			45万円以上	45万円未満	42万円	39万円	36万円	33万円	30万円	27万円	24万円	21万円	18万円		15万円	12万円未満
1 佐	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
2 佐	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
3 佐	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
1 尉	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
2 尉	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
3 尉	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
准尉	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
曹長	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
1 曹	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
2 曹	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
3 曹	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															
計	1000人以上															
	300人以上															
	100人以上															
	100人未満															
	公務・団体等															

就職地別就職確定者数				
(地方協力本部管内)	退職地	就職地	(地方協力本部管内)	退職地
札幌			三重	
函館			滋賀	
旭川			京都	
帯広			大阪	
青森			兵庫	
岩手			奈良	
宮城			和歌山	
秋田			鳥取	
山形			島根	
福島			岡山	
茨城			広島	
栃木			山口	
群馬			徳島	
埼玉			香川	
千葉			愛媛	
東京			高知	
神奈川			福岡	
新潟			佐賀	
山梨			長崎	
静岡			大分	
長野			熊本	
富山			宮崎	
石川			鹿児島	
福井			沖縄	
岐阜				
愛知			合計	

任期制隊員(第2の第3号隊員)(その2)

階級	企業 の規模	初任給	45万円未満	42万円	39万円	36万円	33万円	30万円	27万円	24万円	21万円	18万円	15万円	12万円未満	計	退職時 平均 俸給月額 再就職時 平均 初任給月額	
		45万円以上	42万円	39万円	36万円	33万円	30万円	27万円	24万円	21万円	18万円	15万円					
任 期 満 了	1 任 期	1000人以上															
		300人以上															
		100人以上															
		100人未満 公務・団体等															
	2 任 期 以 上	1000人以上															
		300人以上															
		100人以上															
		100人未満 公務・団体等															
依 願 退 職	1 任 期	1000人以上															
		300人以上															
		100人以上															
		100人未満 公務・団体等															
	2 任 期 未 満	1000人以上															
		300人以上															
		100人以上															
		100人未満 公務・団体等															
	2 任 期 以 上	1000人以上															
		300人以上															
		100人以上															
		100人未満 公務・団体等															
計	1000人以上																
	300人以上																
	100人以上																
	100人未満																
	公務・団体等																

就職地別就職確定者数					
(地方協力 本部管内)	退 職 地	就 職 地	(地方協力 本部管内)	退 職 地	就 職 地
函館			滋賀		
旭川			京都		
帯広			大阪		
青森			兵庫		
岩手			奈良		
宮城			和歌山		
秋田			鳥取		
山形			島根		
福島			岡山		
茨城			広島		
栃木			山口		
群馬			徳島		
埼玉			香川		
千葉			愛媛		
東京			高知		
神奈川			福岡		
新潟			佐賀		
山梨			長崎		
静岡			大分		
長野			熊本		
富山			宮崎		
石川			鹿児島		
福井			沖縄		
岐阜					
愛知			合計		

進路設計相談業務実施状況報告
(年度 / 四半期分)

区 分		相 談 者 数							延べ相談件数とその内容					備 考 [相談内容等 特記事項]
		相 談 者 の 退 職 予 定 日						計	進路選択に 関する相談	採就職に 関する相談	生活設計に 関する相談	その他の 相 談	計	
		6月前	1年前	2～3年前	4～5年前	6～10年前	11年以上前							
佐 官	新 規 相談人員													
	延 べ 相談人員													
尉 官	新 規 相談人員													
	延 べ 相談人員													
准・曹	新 規 相談人員													
	延 べ 相談人員													
士	新 規 相談人員													
	延 べ 相談人員													
合 計	新 規 相談人員													
	延 べ 相談人員													